

令和6年度(令和5年分) 町・県民税(国民健康保険税)の 申告について

■申告受付会場における感染症予防について

◎来場者の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症は5類へ移行となりましたが、インフルエンザと共に引き続き感染の予防にご協力願います。
- ・発熱やせきなどの症状のある方は、来場を控え、他地区の日程にご来場ください。また、スマートフォンやパソコンでのe-Taxや郵送による申告もご活用ください。

◎郵送申告等について

- ・郵送による申告書の提出を希望される方には、申告書を送付しますのでご連絡ください。返送にかかる郵便料(封筒・切手代)は申告者の負担となります。
- 収入がない方の場合、役場税務会計課へ送付、または同課、小鳥谷・奥中山地区センターに直接提出しても構いません。

■スムーズな申告相談のために

医療費領収書(個人毎・医療機関毎)や、農業経費を仕分け・集計のうえご来場願います。

農業の集計用紙や医療費控除の明細書が必要な方は、役場税務会計課または小鳥谷・奥中山地区センターに備え付けております。

■申告される方のマイナンバーと本人確認が確認できるものをご持参ください。
(マイナンバーカード、または、マイナンバー通知カードと免許証・保険証など)

■住宅借入金等特別控除(1年目)や雑損控除を受けようとする方は、税務署で申告してください。また、青色申告等税務署で申告した方、譲渡所得があり税務署からハガキが送られてきた方、消費税の申告が必要な方も税務署で申告されるようお願いいたします。

お問い合わせ先

町民税・県民税
一戸町役場税務会計課
電話 33 - 2111
内線 123・124・125

所得税・消費税
二戸税務署
電話 23 - 2701

事業税
二戸地域振興センター県税室
電話 23 - 9254

(1) 申告を省略できる方

- ① 税務署に確定申告書を提出、e-Taxで確定申告をする方
- ② 令和5年中の収入が給与のみで、年末調整済み、かつ、勤務先から給与支払報告書が町に提出される方
- ③ 令和5年中の公的年金の収入が148万円以下の方で他の所得がない方

(2) 申告が必要となる方

令和6年1月1日現在、一戸町内に居住し、上記(1)の①から③に該当しない方は、申告が必要となります。

具体的には、次のアからタに該当する方は申告が必要となります。

- ア 営業、農業及びその他の事業を営んでいる方
- イ 不動産(アパート、駐車場、小作料など)所得がある方
- ウ 配当、一時所得がある方(株式配当、生命保険満期返戻金など)
- エ 譲渡所得のある方(土地、建物、株式の売却など)
- オ 山林所得(立木の伐採等にかかる収入)のある方
- カ 給与所得者で勤務先から給与支払報告書が一戸町に提出されない方
- キ 給与所得者で年末調整の終わっていない方
- ク 給与所得者で給与以外に事業所得等がある方
- ケ 給与所得者で2カ所以上の事業所から支払いを受け、年末調整されていない方
- コ 令和5年中に退職された方(退職所得の源泉所得税の還付申告をされる方)
- サ 個人年金をもらっている方
- シ **無収入の場合でも18歳以上の国保加入者と医療費助成の受給者か、その保護者**
また、所得証明書などが必要となる方
(確定申告・年末調整された方、収入が公的年金のみ方を除く)
- ス 町外にお住まいの方の扶養になっている方で令和5年中の収入がなかった方
- セ 令和5年中に病気療養、退職等で収入がなかった方
- ソ 確定申告をすれば所得税が還付される方(源泉徴収された税金などが納めすぎになっている方)
※給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄付金控除などを受けられる場合は、還付申告により税金が還付されます。なお、還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。
- タ 給与所得者で年末調整が終わっている方は、給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、**町税民税はすべての所得の申告が必要となります。**

(3) 申告をしないと・・・

- ① 所得課税証明書や非課税証明書が発行されません。
- ② 国民健康保険税の軽減が受けられません。
- ③ 高額医療費の自己負担限度額が最高額となります。
- ④ 国民年金の免除が受けられません。
- ⑤ 保育料の算定ができなくなります。

(4) 申告に必要なもの

- ① 申告する方及び扶養親族の方のマイナンバーが確認できる書類
・マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し など
- ② 申告する方の身元確認書類
・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、税務署から送付されたハガキ、健康保険証、源泉徴収票など
- ③ 所得税申告が必要な方は、口座番号の分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)
- ④ 前年に確定申告した方は、所得税の確定申告書や申告のお知らせ (税務署から1月末に発送されます。)
- ⑤ 所得の計算に必要な書類
 - ア. 給与所得者 … 令和5年分給与所得の源泉徴収票(原本)、または給与支払明細書など
 - イ. 営業所得者 … 売上、仕入帳簿、経費明細書、領収書など
 - ウ. 農業所得者 … 収入に関する書類(販売額、作付面積、飼育頭数が分かるもの)
経費に関する書類(農機具購入などの領収書、固定資産の課税明細書など)

※JA、岩中酪、たばこ組合からの資料

※肉用牛等の売却による農業所得の所得割免除(租税特別措置法適用)を受ける方は、市場、JAが発行する証明書が必要になります。

 - エ. 不動産所得者 … 家賃・地代の明細、修理費などの領収書、固定資産の課税明細書など
 - オ. 年金受給者 … 公的年金の源泉徴収票(原本)、個人年金の支払証明書
 - カ. 譲渡所得者 … 譲渡の明細(土地建物の番地、面積、譲渡金額、株式は証券会社が発行する書類など)
- ⑥ 所得控除を受ける場合、その証明書類
 - ア. 社会保険料控除 … 国保税、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険料などの領収書
 - イ. 小規模企業共済等掛金控除 … 支払った掛金額の証明書
 - ウ. 生命保険料控除 … 新旧生命保険料・新旧個人年金保険料・介護医療保険料の支払額などの証明書
 - エ. 地震保険料控除 … 保険料支払額などの証明書
 - オ. 医療費控除 … 医療費のお知らせや領収書など、保険金などで補てんされる金額がわかるもの
※医療費の明細書の作成のため、医療を受けた人、病院、薬局など支払先ごとに仕分けてお持ちください。
※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康増進への一定の取組みをしていることが必要です。健康診断などを受けたことがわかるものをお持ちください。
 - カ. 寄付金控除 … 寄付した団体などから交付された寄付金の受領証など
 - キ. 住宅借入金等特別控除 … 年末残高証明書、(特定増改築等)住宅借入金特別控除の計算明細書
※1年目(初回)は税務署で申告してください。必要な書類は、年末残高証明書、登記簿謄本、工事請負契約書、建築確認通知書の写し(増改築のとき)、認定住宅の場合は認定書など
 - ク. 障害者控除 … 障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護保険証をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合)など

※ その他のお知らせ

 - ア. 印鑑は基本不要となりました(所得税の口座振替の新たな申込には通帳届出印が必要)

令和6年度課税(令和5年分)の申告相談を下記の日程表のとおり行います。該当する申告受付日に必要な書類をお持ちになって申告相談をされるようお願いいたします。該当する申告受付日に申告できない方は、対象地区以外の日でも申告できます。

令和6年度課税(令和5年分) 申告受付日程表

月 日	曜日	受付時間	受付会場	受付行政区名
2月13日	火	9:00~14:00	小鳥谷地区センター	高屋敷・若子内、田中開拓、小繋、田子、火行
2月14日	水	9:00~14:00		居也・中村、道地・駒木、平糠全域、面岸全域、名子根
2月15日	木	9:00~14:00		姉帯1~4(鬼淵、門前、馬場、下村、上里、侍村、川久保、野馬鹿)
2月16日	金	9:00~12:00		中屋敷、上・下仁昌寺、川又、小性堂、野中、穴久保・女ケ沢、野里
2月19日	月	13:00~15:00	奥中山地区センター	奥中山1
2月20日	火	9:30~14:00		奥中山2~4、軽井沢
2月21日	水	9:30~14:00		日蓄、岳川、豊ヶ岡、上下田子、袖ヶ沢、旧中山
2月22日	木	9:30~12:00		釜石、摺糠、二戸郷、宇別
2月26日	月	9:00~14:00	翔遊館(鳥海地区センター隣)	赤屋敷、大屋敷、上月館、上・下出儿町、岩清水、与羽
2月27日	火	9:00~14:00		小友全域、袖子田、中里1・2、泉田、月館稲荷
2月28日	水			会場準備等のため受付休止
2月29日	木	9:00~15:00	旧保健センター (役場庁舎正面向かって右側)	小井田、平船、檜山全域、双畑、来田1・2
3月1日	金	9:00~15:00		八木沢、川原田平、悪戸平、滝ノ沢、過利石、中野平
3月3日	日	9:00~12:00		全地区未申告者
3月4日	月	9:00~15:00		女鹿口、女鹿、下女鹿、上女鹿1・2、蛇ノ島、沢田
3月5日	火	9:00~15:00		関屋、田中、地切、子守、中瀬、野崎、中村、野磯鶏
3月6日	水	9:00~15:00		小滝、西法寺、稲荷、駅前、諏訪野、元諏訪野
3月7日	木	9:00~15:00		上町、野田坂、野田、中道、永代町、向町、中田
3月8日	金	9:00~15:00		北館、袋町、越田橋、八幡町、下町、横町、中町、樋ノ口
3月11日	月	9:00~15:00		全地区未申告者
3月12日	火	9:00~15:00		全地区未申告者
3月13日	水	9:00~15:00		全地区未申告者
3月14日	木	9:00~15:00		全地区未申告者
3月15日	金	9:00~12:00		全地区未申告者(受付終了時間にご注意ください)

※全地区未申告者が対象となっている日は、大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越し下さい。

※3月15日は所得税確定申告の役場での受付最終日となります。書類の不足等により役場では申告書を預かることが出来ない場合もありますので、お早めに申告下さるようお願いいたします。

自宅のパソコンやスマホで確定申告書が作成できます。

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、24時間いつでも所得税・消費税の確定申告書や収支内訳書・青色申告決算書が作成できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを利用して電子申告(e-Tax)を行うこともできます。e-Taxの利用に際しては、マイナンバーカード、パソコンの場合はICカードリーダライタが必要です。

詳しくは、国税庁e-Taxホームページまで <http://www.e-tax.nta.go.jp>